

# 平成24年度事業報告

## I 体制等

### 1 体制

公益財団法人大阪府暴力追放推進センター（以下「センター」という。）では、平成24年度は、専務理事（事務局長）以下8名の常勤職員で事業を推進した。

### 2 関係機関との連携

事業の推進にあたっては、大阪府警察本部・各警察署・大阪弁護士会・大阪府・大阪市をはじめとする各自治体、その他多くの関係機関・団体と連携を図りながら推進した。

## II 事業の概要

平成24年度事業計画（平成24年3月13日理事会議決）に基づき、各事業を推進したが、その概要は次のとおりである。

### 1 暴力団追放のための広報啓発活動

#### (1) 効果的な広報啓発活動の推進

- センターの機関誌である「暴迫画報」を作成し、事業推進状況を広く紹介するほか、「暴迫センター案内」、「暴排ポスター」等を作成・配布し、府民への情報の提供並びに啓発に努めた。
- 「暴力団追放マニュアル」を作成し、地域・職域の暴排組織や自治体をはじめ、各企業・事業所等広く一般に対する頒布・提供に努めた。
- 暴排条例のDVDを制作し、市町村、警察署、企業等に配布し、広報啓発に努めた。
- 電子メール（E-ネット）を活用した「暴迫センター情報」を発信し情報提供に努めた。
- センターが主催する各種行事の機会を捉え、積極的なマスコミ広報を実施するとともに、自治体等の広報誌（紙）などへの掲載を働きかけた。

#### (2) 暴力団追放府民大会の開催

大阪市内において、約1,000名の参加を得て「第21回暴力団追放府民大会」を開催した。（11月6日）

この大会では、暴力団排除のため結成された各種団体はもとより、自治体を始め関連機関・団体・企業のほか、広く一般市民の参加を促し、暴力団追放意識の高揚を図った。

### (3) 暴迫セミナーの開催

第15回「暴力追放セミナー」を開催し、約400名の参加を得た。

(平成25年2月5日)

○ DVD「解説！暴排条例～これからの暴力団対策」の上映

○ 講演～①暴力団の壊滅をめざして(講師 弁護士 疋田淳氏)

②暴力団対策の現状と課題(講師 捜査第四課長 片岡茂樹氏)

## 2 暴力団員による不当な要求行為の被害者等に対する救済・支援事業

### (1) 暴力相談への的確な対応

○ 府下3ヶ所(中央、淀川、堺)の相談室を拠点として、面接又は電話により暴力相談を受理したが、総受理件数は1,392件で、前年同期より113件増加した。

相談の内容としては、「暴力的要求行為」に関するものが、全暴力相談の1割を占め、とりわけ「因縁をつけての金品等の要求行為」、「寄附金等不当要求行為」などが目立っている。

○ 相談委員は個々の相談に対して的確に判断し、最善の解決策を提示できる知識技能を持つことが必要であるため、全国センターや他機関主催の「研修・セミナー」等に参加させるほか、暴力団の寡占化・広域化に対応するため、「近畿ブロック連絡協議会」等を通じて管区内センター及び警察との連携を強化するとともに、全国センターや他の都道府県センターとも、常時連絡及び資料送付等を通して情報交換に努めている。

また、センターにおいても、月2回の集合教養を実施して新たな事象への対応要領の習得に努めさせている。

### (2) 警察及び弁護士会民暴委員会との連携強化

民事介入暴力事案の相談を受けた場合、警察及び弁護士会・民暴委員会との連携はきわめて重要であることから、常時連携して事案処理に当たっている。

○ 弁護士無料相談

・ 中央相談室においては、民暴委員会所属弁護士5名の輪番制により、無料相談(週一回)に応じる態勢を確立している。

・ 弁護士相談は11件であり、うち5件について、民暴委員会の支援を受けて対応している。

○ 民暴研究会の共同開催

民暴委員会委員及びセンター専務理事、暴力相談委員が出席し、相談事案や支援事件の現況、行政対象暴力事案の対処方法等について意見交換を実施した。(3月)

### (3) 「特別相談所」の効果的な開設

大阪弁護士会、大阪府警察、センターの三者による「民事介入暴力特別相談所」を2回開設し、府民から多くの電話や面談による相談を受けた。

(5月開催～大阪弁護士会館、10月開催～当センター)

#### (4) 離脱及び就労支援活動の推進

- 「大阪府暴力団離脱者支援対策連絡会」の効果的運用
  - ・ 連絡会の構成機関である、大阪労働局、大阪保護観察所、保護司会連合会等と連携し、離脱する意思を有する者の社会復帰支援に努めている。
  - ・ 離脱者の受入協賛企業は、39社である。
- 矯正機関と連携した離脱者指導  
離脱指導については、平素の相談活動によるほか、府警の社会復帰アドバイザーと連携しながら、大阪刑務所に服役中の暴力団員を対象として、計59回の面接指導を実施した。
- 平素の相談活動からの離脱支援  
離脱相談は25件で、うち1件(成人)について、脱退妨害事案として警察署長から中止命令が発出されている。

#### (5) 暴力団犯罪被害者救済支援の推進

- 被害者対策の一環として、警察や民間警備会社と連携した監視カメラ、非常通報装置などによる「機械警備システム」を導入しているが、賭博事件の被害関係者1名の自宅に同システムを設置し、保護対策の徹底を図った。

### 3 暴力団排除活動への支援

#### (1) 地域・職域暴排組織との連携

- 各警察署単位に設置されている地域暴排組織や金融関係、証券業、信用保証協会等、24の職域単位の暴排組織と連携するとともに、同組織主催の「暴追大会」、「総会・研修会」等に積極的に参加し、各種資料の提供や専務理事等による講演を実施した。

その他、「企業人権推進連絡協議会」ほか多方面にわたる団体、企業の総会研修会にも参加し、暴力団のみならず、エセ右翼等反社会的勢力追放の啓発活動を推進した。

- 職域暴排組織の設立  
「大阪府行政書士会暴力団等排除対策委員会」の設立と連携  
(設立～平成24年6月12日)
- 行政対象暴力対策の強化  
大阪府をはじめ、府下全市町村に設置された「行政対象暴力対策連絡協議会」の定例会や専門部会に専務理事が顧問として出席するとともに、各種資料を提供した。

## (2) 不当要求情報管理機関に対する援助

不当要求情報管理機関として登録されている「(財)競馬保安協会関西本部」、「(財)競艇保安協会近畿支所」及び「日本証券業協会大阪地区協会」と情報交換を行うとともに、暴排マニュアルの提供や情報支援を行った。

## (3) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動

- 「風俗営業適正化法」に基づき、大阪府公安委員会から委嘱されている少年指導委員の研修に際し、少年を暴力団から守る立場から、専務理事が講義を行うとともに、必要な資料を提供した。(4月)
- 少年を取り巻く環境の浄化を目的とした「少年非行・被害防止、暴走族追放キャンペーン」活動に参加・支援を行った。(7月)

## (4) 暴力団に関する資料の収集と活用

- 新聞、雑誌等の公刊資料から、暴力団情報の把握と資料化に努めるとともに、把握した情報については、全国センターに送付して「暴力団情報検索システム」への登録を行い、その活用に努めている。
- 不当要求防止責任者講習時のアンケート調査の分析と活用  
アンケート調査人員 2,813人、分析結果は、平成25年度の「暴追画報」に登載

## (5) 不当要求防止責任者講習の実施

- 大阪府公安委員会から委託を受けている「不当要求防止責任者講習」については、計50回(受講者2,921人)実施した。  
なお、平成5年の講習開設以来、延べ1,090回実施し、受講者の累計は、6万7千人を超えることとなった。
- 講習は、毎回、府警本部暴力団対策室の警察官や弁護士会民暴委員会所属の弁護士による講義を取り入れ、DVD等の視聴覚教材を活用して効果的に実施している。
- 7月(企業)9月(大阪市)2月(豊中市)に出張講習を実施した。